

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和6年1月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務を行う。具体的な事務内容は次のとおりである。 1.精神障害者保健福祉手帳交付申請受付 2.精神障害者保健福祉手帳の更新及び再承認(紛失等)の申請受付 3.等級変更、県外転入の申請受付 4.氏名変更、県域内住所変更等の申請受付 5.神奈川県への進達 6.精神障害者保健福祉手帳の交付
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
交付者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表第一の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい者支援第一係 住 所: 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号(第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2247

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市総務部文書法制課情報公開係	厚木市総務部 行政総務課 情報公開係 住所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	厚木市福祉部障がい福祉課	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2221	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 尾形 正	障がい福祉課長 添田 幸夫	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長 添田 幸夫	障がい福祉課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の14の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第14条	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表第一の14の項の上覧(実施者)には都道府県知事と規定されているが、精神保健及び精神障害者に関する法律施行令(昭和25年5月23日 政令第155号)第5条において、手帳の交付申請は居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならないと定められているため。	事後	実態にあわせた変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	実態にあわせた変更
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二～	—	事後	実態にあわせた変更
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 時点日時	平成28年6月1日	令和3年7月1日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 時点日時	平成28年6月1日	令和3年7月1日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表第一の14の項の上覧(実施者)には都道府県知事と規定されているが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年5月23日政令第155号)第5条において、手帳の交付の申請は居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならないと定められているため。	番号利用法第9条第1項 別表第一の14の項	事後	実態にあわせた変更
令和6年1月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2221	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい者支援第一係 住所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2247	事後	実態にあわせた変更
令和6年1月18日	IV リスク対策 4. 特定個人上法ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託している	事後	実態にあわせた変更
令和6年1月18日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	提供しない	提供している	事後	実態にあわせた変更
令和6年1月18日	IV リスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	実態にあわせた変更
令和6年1月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日	令和5年11月1日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日	令和5年11月1日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更には該当しない。